

■ もくじ

● 市会の仕事

市会の役割・仕事	1
市会と市長	2
市会の権限	3

● 市会の構成

議員	5
議長と副議長	6
会派	6
会派別議員一覧	7
議事堂	8
議場配置図	8
議会局	9

● 市会の運営

定例会と臨時会	11
本会議	11
委員会	12
会議の流れ	13
常任委員会一覧	14
特別委員会一覧	16
市会運営委員会一覧	17
会議の原則	18

● 市民と市会

市民の権利と義務	19
傍聴	19
請願と陳情	20
市会の広報	22

● 市会議員名簿

● 案内図

市会棟周辺案内図	35
市会棟内案内図	36

市会の役割・仕事

市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要です。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての長による二元代表制をとっており、議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かし、適切にその役割を果たすことが求められています。

近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するため、地方分権社会への転換が進められています。日本最大の人口を有する基礎自治体である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめ、多くの市政課題が高度化、複雑化しています。そのような中、多くの権限と責任を担う大都市の議会として、横浜市会は、その果たすべき機能を最大限に発揮していかなければなりません。

市会は市民の代表として、市民の多様なニーズを把握し、市政の推進・発展を目指し、約373万人の市民生活をより一層豊かで潤いのあるものにしていくために尽力しています。

「市会」という呼称の由来

明治21年(1888年)に「市制」という法律が制定されました。「市制」は翌明治22年4月1日に施行され、この日、横浜市を含む31の「市」が誕生



明治22年当時の市役所

しました。この「市制」の中で、市には「市会」を置くことと定められていたため、当時は全ての市が「市会」と呼んだのです。その後、昭和22年(1947年)に地方自治法が公布され、市の議会のことは「市議会」と呼ぶことになるのですが、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市は、それまでどおり「市会」という呼称を使用し、現在に至っています。

市会と市長

横浜市民が安心して快適に暮らしているように、市政をどのように運営するかについては、市民の意見が十分に反映される必要があります。しかし市政の運営について、市民全員で話し合っ決定することは難しいので、「市会議員」と「市長」を選挙で選び、それをゆだねています。

この制度のことを「二代表制」といい、市会のことを「議決機関」、市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会の各行政委員会及び監査委員を「執行機関」といいます。

市会と市長は独立・対等の立場で市政を担う「車の両輪」のような関係にあり、互いのけん制と調和により、公正な行政を確保し、市民の意思を尊重した、より良い市政の実現を目指しています。

市長は、予算案や市の法律ともいえる条例の案など、市政を運営する上で重要な事柄について法に基づき市会に提案します。市会はそれらについて審議し、議決します。市長はその議決に基づき、市政を運営します。



市会の権限

議決権

市が行う事業の予算を定めるとき、条例の制定や改正などをするとき、また、一定額以上の契約を結ぼうとする場合には、市長は市会の議決を得る必要があります。このように議決を行う権限を議決権といい、議決を必要とする事項（議決事件）は地方自治法で定められています。

議決権は市会の最も本質的な権限で、市会が議決機関といわれるゆえんです。

選挙権

市会の議長、副議長や選挙管理委員などの選挙は、地方自治法等により市会の権限に属するものとされており、これらの選挙を行います。

検査権及び 監査請求権

市会は、市の事務に係る書類や計算書を検閲することなどにより、状況を検査することができます。また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けます。このように、市の事務管理や金銭の出納などが公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限が、地方自治法で定められています。

なお、不当な事実があれば、執行機関にただす措置を取ることができます。

調査権

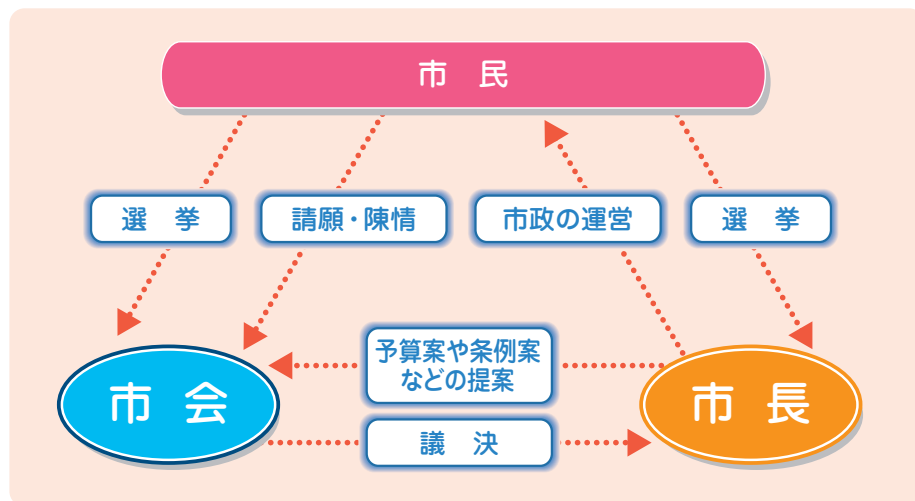
地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれ、市政全般について市会独自に調査を行う権限です。

調査に当たっては強制力が与えられ、関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

同意権

副市長、教育委員会委員や人事委員会委員などを市長が選任する際に同意を与える権限です。

これらの選任については、特に重要なものとして、市会の議決が必要とされているものです。



市会の権限

意見書提出権

本来は市の仕事ではなくても、市に深いかかわりのあることがらについて、国会や国・県などの関係行政庁に対して意見書を提出し、市会としての意思や意見を表明することができます。

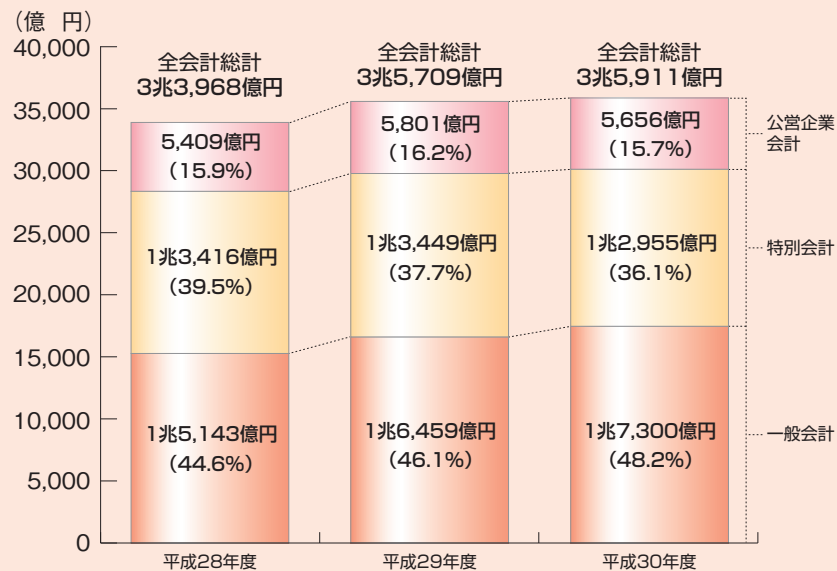
請願及び陳情の受理

市会は、市政などについての要望を、請願書・陳情書という文書により受理します。関係する委員会に付託された請願・陳情は、慎重に審査されます。

自律権

会議を円滑に進めていくために会議規則を制定するなど、市会内部の問題について国や市長の干渉を受けずに自主的に定めることができる権限です。

横浜市予算



※ 各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

◆全会計純計

会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた実質的な財政規模を表す平成30年度予算の全会計純計は、2兆8,497億円となっています。

議員

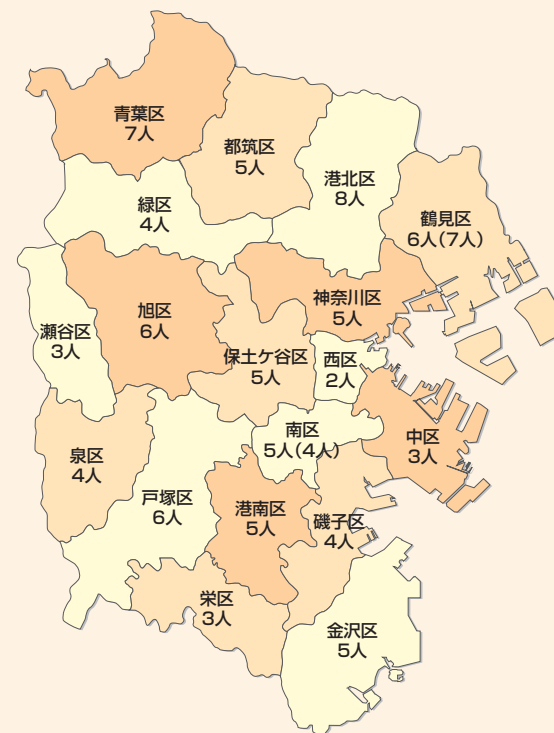
市会は、選挙権をもつ住民の直接投票で選ばれた議員によって構成されています。満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所がある住民には、市会議員を選挙する権利（選挙権）があり、またその選挙権を有する満25歳以上の人には市会議員に立候補する権利（被選挙権）があります。

市会の議員定数は、条例により86人と定めています。市会議員は18の行政区ごとに選挙されていますが、各区において選挙される議員の数は、その人口に比例して決められています。なお、2019年4月予定の一般選挙から鶴見区及び南区の選出議員数が変わります。

市会議員の任期は4年と定められています。ただし補欠選挙で選出された場合は、前任者の残任期間が任期となります。

現議員の任期は、2015年4月30日から2019年4月29日までです。

選挙区別議員数



※かっこ内は、2019年4月予定の一般選挙からの議員数